

情報開示資料

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

(2010 年度版)

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

## 【はじめに】

本書は、平成 22 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」  
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」  
当社の平成 21 年度における業績について記載しています。
- 「対応すべき課題」  
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」  
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施

行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(\*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額

と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名	エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 定村 雅文
所在地	東京都中央区銀座六丁目10番16号
電話番号	03-6704-0888 (代)

### ② 会社の沿革

当社は、大阪の商品仲買人「豊栄物産」の支店として開設したものが、昭和34年7月29日に独立。商号を「九州豊栄物産株式会社」として創立したものです。

年 月	概 要
昭和34年 7月	商品先物取引の受託業務を目的として福岡市橋口町15番地に創業 資本金500万円
昭和34年 9月	下関出張所開設(昭和39年4月廃止)
12月	関門商品取引所、農産物・砂糖市場の仲買登録、受託業務開始
昭和36年 2月	小野田出張所開設(昭和46年11月廃止)
6月	佐賀出張所開設(昭和48年12月廃止)
昭和37年 4月	資本金1,000万円
7月	小倉出張所開設(昭和46年11月北九州支店に変更)
昭和38年 6月	資本金1,500万円
昭和40年 4月	資本金2,000万円
昭和42年 7月	資本金3,000万円
昭和46年 1月	商品取引所法改正に伴い、農水大臣より関門商品取引所、農産物、 砂糖市場の取引員許可を受ける
3月	資本金8,000万円
10月	商号を「株式会社豊栄」に変更
11月	宇部支店開設(昭和48年2月廃止)
昭和48年 1月	商号を「オリエント貿易株式会社」に変更 資本金1億3,000万円
3月	大分支店開設(平成18年3月廃止)
12月	広島支店開設(平成21年1月廃止)
昭和50年 5月	資本金1億5,600万円
昭和51年 5月	資本金1億8,720万円
昭和52年 5月	資本金2億2,463万9,000円
6月	大阪三品取引所、綿糸市場取引員許可

	7月	大阪支社開設（平成20年8月廃止）
昭和54年	8月	資本金2億5,000万円
昭和56年	7月	大阪の商品取引員「明光商品株式会社」を吸収合併 資本金3億4,000万円 大阪穀物取引所、農産物市場取引員許可 神戸ゴム取引所、ゴム市場取引員許可 高知支店開設（平成18年8月廃止） 金沢支店開設（平成19年9月廃止）
昭和62年	9月	資本金3億7,400万円
昭和63年	8月	東京支店開設（平成6年12月支社に変更）
平成2年	3月	大阪繊維取引所、毛糸市場取引員許可
平成3年	2月	京都支店開設（平成18年3月廃止）
	6月	資本金7億9,800万円
	8月	神戸生絲取引所、繭糸市場取引員許可 東京砂糖取引所、砂糖市場取引員許可
	9月	東京工業品取引所、貴金属市場取引員許可
平成4年	4月	大宮支店開設（平成21年2月廃止）
	6月	資本金8億7,780万円
平成5年	4月	商品投資販売業協議法人許可
	7月	資本金10億69万2,000円
	9月	横浜支店開設（平成21年3月廃止）
	10月	東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員許可
平成6年	6月	資本金11億76万1,000円
平成7年	1月	神戸ゴム取引所、天然ゴム指数取引員許可
	5月	東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可
	6月	資本金12億1,083万7,000円
	12月	静岡支店開設（平成19年9月廃止）
平成8年	3月	豊橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可
	4月	名古屋支店開設（平成21年2月廃止）
	12月	岡山支店開設（平成19年9月廃止）
平成9年	3月	金融先物取引業許可
	4月	東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可
	8月	仙台支店開設（平成19年9月廃止）
	10月	大阪商品取引所、アルミニウム市場取引員許可
平成10年	1月	本店移転
	7月	関西商品取引所、農産物・飼料指数市場取引員許可

平成11年	7月	東京工業品取引所、石油市場取引員許可
	9月	外国為替取引開始
	11月	中部商品取引所、畜産物市場取引員許可
平成12年	1月	中部商品取引所、石油市場取引員許可
	6月	子会社設立（オリエント証券株式会社）
平成13年	4月	熊本支店開設（平成19年9月廃止）
	7月	海外子会社設立（オリエント・アセット・マネジメントLLC）
平成14年	4月	関連会社設立（株式会社オリエント・トラディションFX 現、株式会社外為どっとコム：新設分割）
	6月	関西商品取引所、水産物市場取引員許可
	9月	大阪商品取引所、ニッケル市場取引員許可
	11月	大阪商品取引所、綿糸市場の受託業務廃止
	12月	長野支店開設（平成19年9月廃止）
平成15年	3月	北九州支店廃止
平成16年	12月	千葉支店開設（平成21年2月廃止）
平成17年	3月	証券仲介業登録
	7月	福岡商品取引所、砂糖市場・関西商品取引所繭糸市場の受託業務廃止
	8月	中部商品取引所、鉄スクラップ市場取引員許可
平成18年	3月	大分支店、京都支店廃止
	8月	高知支店廃止
	9月	金融先物取引業を廃止
	11月	本店を福岡県福岡市から東京都新宿区へ移転、福岡支社開設（平成21年3月廃止）
平成19年	3月	東京支社廃止
	4月	八王子支店開設（平成21年2月廃止）
	5月	関西商品取引所、農産物市場の受託業務廃止、関西商品取引所脱退
	9月	仙台支店、金沢支店、長野支店、静岡支店、岡山支店、熊本支店廃止 第二種金融商品取引業、金融商品仲介業登録
平成20年	4月	商号を「エイチ・エス・フューチャーズ株式会社」に変更
	8月	大阪支社廃止
平成21年	1月	広島支店廃止
	2月	さいたま支店、千葉支店、八王子支店、名古屋支社廃止
	3月	中部大阪商品取引所、アルミニウム市場、鉄スクラップ市場、ニッケル市場の受託業務廃止 資本金4億5,000万円 横浜支社、福岡支社廃止

平成22年	6月	中部大阪商品取引所、石油市場、畜産物市場、ゴム市場、天然ゴム指数市場の受託業務廃止、中部大阪商品取引所脱退
	7月	金融商品仲介業を廃止
	8月	東京工業品取引所、アルミニウム市場の受託業務廃止
	10月	東京穀物商品取引所、砂糖市場の受託業務廃止
	1月	本店を東京都新宿区から東京都中央区へ移転
	3月	東京工業品取引所、日経・東工取商品指数市場の受託取引参加資格取得

③ 会社の目的（平成 22 年 3 月 31 日現在）

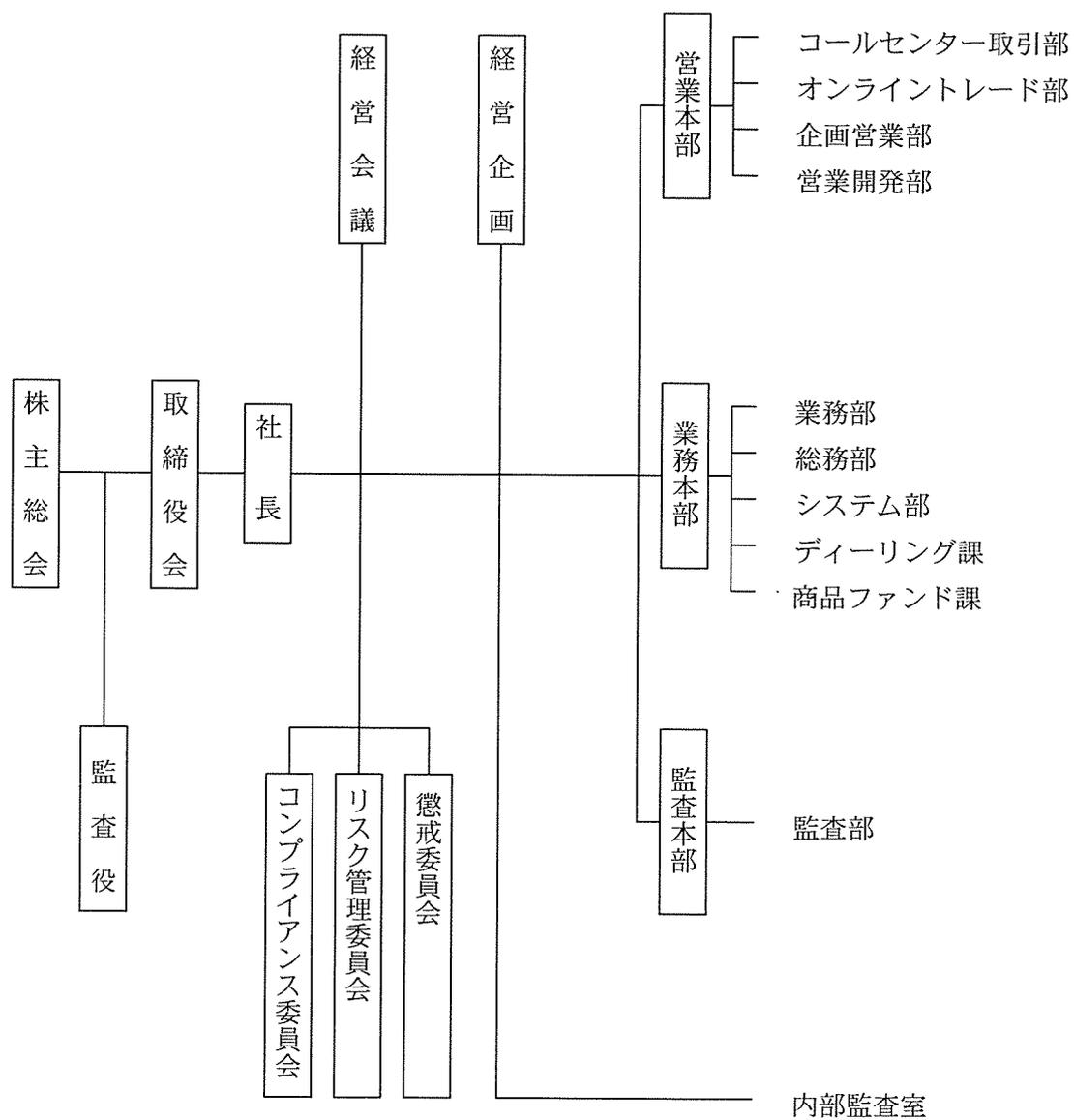
1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務
2. 前号の各取引の受託を行う業務
3. 次の商品に関する売買、問屋、代理、仲立及び輸出入貿易、保管の業務
  - イ 大豆、小豆、とうもろこし、小麦、米等の穀物並びに粗糖、精糖、果実、コーヒー、ココア等の農産物及びその加工品
  - ロ 海産物並びに牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等の畜産物及びその加工品
  - ハ 綿糸、乾繭、生糸、毛糸、ステープルファイバー糸等の繊維原料及びその加工品
  - ニ 木材、合板及びその加工品
  - ホ 金、銀並びに白金、パラジウム等の白金族系貴金属の地金及びその加工品
  - ヘ 鉄並びに銅、錫、亜鉛、アルミニウム等の非鉄金属及びその加工品
  - ト 石油、天然ガス等の鉱物資源及びその精製品並びにその加工品
  - チ 天然ゴム及びその加工品
4. 金融商品取引法に定める金融商品取引業
5. 金融商品取引法に定める金融商品仲介業
6. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に定める商品投資顧問業
7. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に定める海外商品取引業者としての業務
8. 外国為替取引
9. 金融商品に対する投資
10. 金融業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. 不動産の取得、処分及び賃貸借その他の利用
13. 書画、骨董品、古美術品、宝石、宝飾品等の売買及びその仲介
14. コンピュータソフトウェアの開発、販売及び賃貸
15. 書籍の販売
16. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち \_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 業務の内容

(1) 経営組織

当社の平成 22 年 3 月 31 日現在における経営組織の概要は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「農林水産省指令 17 総合第 169 号」)

(許可番号：経済産業省「平成 17・04・21 商第 5 号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	ゴム	石油	日経・東工取商品指数	上場商品名
東京穀物商品取引所		○							小豆、IOM 大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー
東京工業品取引所				○		○	○	○	金（標準取引、ミニ取引）、銀、白金（標準取引、ミニ取引）、パラジウム、金オプション、天然ゴム、ガソリン、灯油、原油、日経・東工取商品指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに上げた商品市場、その他の市場において行っております。

(b) 従たる業務

- ・ 第二種金融商品取引業

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区銀座六丁目10番16号	03-6704-0888

⑥ 財務の概要（平成22年3月決算期）

(a) 資本金	450,000 千円
(b) 純資産額 * 1	4,451,947 千円
(c) 総資産額	6,420,382 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	201,973 千円 (185,149 千円)
(e) 経常利益	299,758 千円
(f) 当期純利益	331,510 千円

\* 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,421,674 株（平成22年3月31日現在）

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
澤田ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿6-8-1	株 2,421,674	% 100.00

⑨ 役員の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有株式数
代表取締役 社 長	定村雅文 昭和 26 年 6 月 3 日	0
取締役 業務本部長	藤野清孝 昭和 29 年 4 月 20 日	0
取締役	今井仁 昭和 19 年 8 月 4 日	0
監査役 (非常勤)	津島晴氣 昭和 20 年 4 月 23 日	0

(注) 1. 監査役津島晴氣氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

2. 取締役今井仁氏は、平成 22 年 4 月 22 日をもって、岡崎仁氏に改姓いたしました。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	39 人	35 人	4 人	21 人	18 人
平 均 年 齢	38.0 才	39.3 才	27.3 才	38.2 才	37.8 才
平均勤続年数	8.4 年	9.0 年	2.8 年	7.5 年	9.3 年
登録外務員数	32 人	31 人	1 人		

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は、「お客様の繁栄と共に成長する企業へ」という理念の下、お客様が必要としているサービスを常に模索し、お客様のニーズに合わせた情報及び商品を提供する営業体制の強化に努めております。今後、コンプライアンス体制の更なる充実を図り、お客様の利益と調和の取れた企業成長を目指して参ります。

### ② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成 21 年度における我が国経済は、生産・輸出の増加等による株価の回復や企業倒産件数に減少傾向がみられるなど、一部では景気持ち直しの兆しが見られるものの、内需の低迷やデフレ等により景気の回復力が弱く、依然として企業業績や雇用情勢は回復の動きをみせず、年度を通じて厳しい状況で推移しました。

当業界におきましては、金融危機や商品取引員の廃業が影響し、個人投資家の市場離脱が進んだ結果、国内商品取引所全体の年間出来高が、前年度比 26.0%減の 34,259,093 枚と 6 期連続で前年度を下回るなど厳しい経営環境となりました。

当社は、10 月の臨時株主総会において、定村雅文を新たに代表取締役社長として迎え、新経営体制のもと業務に全力を尽くしました。また、平成 22 年 1 月、本社を東京都新宿区から東京都中央区に移転いたしました。

### ③ 営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

当期の受取手数料部門は、前期末に抜本的なビジネスモデルの転換を行った影響を受け、委託売買高が 407,119 枚（前期比 52.8%減）、委託手数料は 185 百万円（前期比 86.4%減）となりました。

#### (2) 売買損益部門

当期の売買損益部門は、11 百万円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 201 百万円（前期比 85.2%減）、営業損失は 685 百万円（前期比 49.6%減）、経常利益は 299 百万円、当期純利益は 331 百万円となりました。当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

## (a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別	第 51 期
商品市場名	(自 平成 21 年 4 月 1 日) (至 平成 22 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物 市場	34,975
貴金属 市場	107,516
アルミ 市場	55
ゴ ム 市場	21,172
石 油 市場	19,663
砂 糖 市場	1,767
畜産物 市場	0
商品指数 市場	24
小 計	185,149
オプション取引	
貴金属 市場	—
小 計	—
商品ファンド	9
金融商品仲介業	15
合 計	185,174

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第51期 (自 平成21年4月 1日) (至 平成22年3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物 市場	▲4,930
貴金属 市場	▲7,762
ゴ ム 市場	▲114
石 油 市場	24,987
砂 糖 市場	▲9
小 計	12,142
その他売買損益	▲147
合 計	11,995

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

( 単位： 枚 )

期 別	第 51 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日) (至 平成 22 年 3 月 31 日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物 市場	59,514	1,619	61,133
貴金属 市場	238,966	19,040	258,006
アルミ 市場	97	—	97
ゴ ム 市場	56,894	4,099	60,993
石 油 市場	48,494	12,191	60,685
商品指数 市場	45	—	45
砂 糖 市場	3,107	18	3,125
畜産物 市場	2	—	2
合 計	407,119	36,967	444,086

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

#### ④ 対処すべき課題

当社は、コンプライアンスを重視した経営、お客様にご満足いただき、信頼を勝ち取るビジネスモデルの構築、定着を図っております。

紛議・苦情を未然に防止することはもとより、お客様に対する質の高いサービスの提供を行うことにより、顧客口座数及び預り資産の拡充を図り、経営基盤の安定化を目指します。

そのため、専門性の高い知識を習得した役職員の育成を継続的に行うと共に、定期的な会場セミナー・オンラインセミナーの開催・インターネット利用したサービスを通じてお客様にご満足いただける有益な情報の提供に努めてまいります。同時に、オンライントレード部門においても、多彩なキャンペーンの実施、新取引システム導入等の施策により顧客層の拡大を図り、収益構造の多様化を図ります。

また、販売費及び一般管理費の削減努力は、これを引き続き行い、経費の適正配分により効率経営を行う所存です。

⑤ 受託業務管理規則

**受 託 業 務 管 理 規 則**

(目 的)

第1条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(管理担当班の組織)

第2条 当社は適法かつ適正な受託業務を遂行するため、管理担当班として監査本部を設置する。また、支店・営業店等設置した場合は当該箇所にも管理担当班を配置する。

2. 管理担当班の最高責任者は監査本部長が就任するものとし、会社の定款、法令その他会社が定める諸規則に拘束される他は独立して職務を執行する。

3. 監査本部に必要な応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができる。

(総括管理責任者)

第2条の2 監査本部長は、受託業務の管理担当最高責任者として総括管理責任者となる。また、監査本部に副本部長を置くときは、この者を総括副管理責任者とすることができる。

① 総括管理責任者の職務

○ 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。

○ 受託業務の遂行の状況について取締役会・経営会議等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。

○ 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。

○ 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。

○ 商品先物取引の経験の有無についての判定を行う。

② 総括副管理責任者の職務

○ 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。

○ 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。

○ 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(統括管理責任者)

第2条の3 監査本部に統括管理責任者を配置する。また、支店・営業店等設置した場合は

当該箇所にも統括管理責任者を配置する。

① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 受託業務の遂行状況の点検
- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査
- 現金の受渡しを行う必要性等についての審査

(監査本部の職務)

第2条の4

監査本部の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- お客様相談室を設置し、顧客の問い合わせ等に適宜対応する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相当と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認を行う。
- 「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書、「口座設定申込書」等の契約書類の点検及び委託者へのヒアリングを実施し、受託の適否を行う。
- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施し、意見を添えて総括管理責任者へ上申する。
- 前項の審査の際、審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認する。
  - ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
  - ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

(業務本部業務部業務課の職務)

第2条の5

業務本部業務部業務課の職務

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を

行う。

- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

（管理担当班の独立性）

第3条 監査本部は営業部門の指揮命令系統に属さない。

- 2. 監査本部の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

（迷惑勧誘の禁止）

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方で委託の勧誘をしてはならない。

- 2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。
  - ① 迷惑な時間帯（午後9時から午前8時を目安とする）に電話または訪問により勧誘すること。
  - ② 顧客の意思に反して長時間にわたり勧誘すること。
  - ③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
  - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。
- 3. 営業部、監査本部の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

（商品先物取引の勧誘である旨の告知）

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げることを無しに商品先物取引の勧誘を行ってはならない。

- 2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。
- 3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

（商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認）

第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うこと

ができる。

2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

#### (再勧誘の禁止)

第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘してはならない。

2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、監査本部へ報告しなければならない。
3. 監査本部において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システム及び勧誘拒否者一覧へ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

#### (事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

#### (「確認シート」による確認)

第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付後、次の事項について「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。

- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
  - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。
  - ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実にし、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
  - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引-委託のガイド-」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後、本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
  3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは監査本部へ提出しなければならない。

#### (法定の説明事項の説明義務)

第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。

2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。

- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（大きな利益または損失）が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
- ③ その他「商品先物取引－委託のガイド－」に記載されている主務省令で定める事項。
- ④ 当社（商品取引員）は、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。
- ⑤ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
- ⑥ 第25条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要。
- ⑦ 委託者が注文を出す際に指示しなければならない事項の説明。
- ⑧ 商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金についての発生する仕組みについての説明。
- ⑨ 追証などを預託しない場合の建玉の処分方法について。
- ⑩ 預かり証拠金余剰額の返還方法と時期について。
- ⑪ 通常の受託における委託手数料の徴収の時期と額の説明。
- ⑫ 通常の受託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明。
- ⑬ 商品取引員の禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨の説明。

- ⑭ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
  - ⑮ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
  - ⑯ 約諾書の性格（危険性の了知と取引の自己責任）について。
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
  3. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書①」に関する理解確認書（正・副本）の所定の箇所に署名押印を求めるものとし、次に第1項③号以下の説明及び第12条の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（正・副本）所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

- 第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。
2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。
  3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。
    - ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
    - ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が不十分であると認められる場合には受託できないこと

（「口座設定申込書」の徴求）

- 第13条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。
2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。
    - (1) 第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
    - (2) 第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
    - (3) 第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第3項の受領をしていること。
    - (4) 第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い第11条第3項の受領をしていること。

3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

(委託者の属性の調査)

第14条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」において顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏名
  - ② 性別、住所
  - ③ 生年月日
  - ④ 職業、勤務先、所属部署及び役職
  - ⑤ 収入
  - ⑥ 資産の状況
  - ⑦ 投資可能資金額
  - ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
  - ⑨ 受託契約を締結する目的
2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、取引開始後についても属性情報の的確な把握に努め判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。
  3. 第1項に掲げる事項の内、「④職業、勤務先、所属部署及び役職」、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については、監査本部にて最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原則に照らして不相当となっていないことなどを点検しなければならない。又、営業部門にて把握している顧客の情報は、すべて監査本部に報告するなどしてその属性調査に協力しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

- 第15条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（以下『「口座設定申込書」等』という）とともに監査本部へ提出しなければならない。
2. 監査本部員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
  3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはならない。
  4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をした監査本部員が顧客の理解

が不十分であると認めた項目については、当該監査本部員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該勧誘者は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査②)

第16条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。

- (1) 当該顧客が第19条に定める「常に不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該顧客が第20条に定める「原則として不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (3) 当該顧客が第25条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申告しているときは、第26条に定める判定を完了していること
- (4) 当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

第17条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不相当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。

2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不相当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または監査本部員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。
- ② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第21条に定める手続きにより総括管理責任者が決裁する。
3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べる場合については第26条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、営業部に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書(第21条第1項に準じる)の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を決裁する。

(「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期)

第18条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

(常に不相当と認められる勧誘及び受託)

第19条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。

- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (4) 長期療養者及びこれに準ずる者
  - (5) 破産者で復権を得ない者
  - (6) 所得を有しない者（無職等）
  - (7) 20歳代の会社員で役職を有しない者
  - (8) 商品先物取引をするための借り入れをする者
  - (9) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨監査本部へ通知しなければならない。この場合、監査本部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

(原則として不相当と認められる勧誘及び受託)

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 年収500万円未満の者
- (3) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス

会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。

国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること

① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。

② 顧客が、「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自ら満たしていることを確認していること。

2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、前項に定める例外要件を全て満たし、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験がある者は、第26条に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、第25条に定める未経験者の保護措置期間である取引開始日から3ヶ月間は、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。また、70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。

3. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

4. 既に取引中の委託者が、第20条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第22条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超え

ることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第23条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
  - (2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。
    - ① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。
    - ② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。
2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(電子取引委託者の受託)

第24条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。電子取引の受託については、別途、受託業務管理規則(電子取引用)にて定める。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第25条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない場合、この委託者を「商品先物取引の未経験者(以下「未経験者」という)」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

- (1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。
- (2) 未経験者が保護措置期間内に取引するのにふさわしい取引の量の上限(以下「取引できる一定量」という)は、投資可能資金額の1/3(1万円未満を切り捨て)とする。
- (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠

金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。

2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

(商品先物取引の未経験者の判定の審査)

第26条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類(「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等)の提出を求めるものとする。

2. 総括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者または監査本部員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

(商品先物取引未経験者の保護措置の例外)

第27条 第25条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量とその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることを認めることがある。

- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 当該未経験者が、監査本部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。
- (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること
  - ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。
  - ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容
  - ③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第28条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければ

ばならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

（「顧客カード」の活用と保存）

第29条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、監査本部及び業務部業務課の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

（不正資金の流入防止）

第30条 当社は、不正資金の流入防止を図るため監査本部と営業部門は連携し次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 第20条第1項(3)に定める公金取扱者等が、商品先物取引へ私的に参入する場合については、第21条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者の実入金額が3000万円を超えた場合は、監査本部にて、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問や郵送等により、当該委託者から資産の状況を示す証書等「第21条第1項(1)に準じる」の提出を求め、当該委託者の資金について調査を行うものとする。また、3000万円に満たない場合においても監査本部または営業部門にて、電話、訪問または残高照合通知書徴収等により、当該委託者の資金について確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その記録を作成し、これを取引終了から3年間保存する。
- (4) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、その後の新たな証拠金の預託（入金）及び新たな建玉の受注は行わないものとし、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請し処分後は速やかに清算するものとする。なお、調査において当該委託者が、資産の状況を示す証書等「第21条第1項(1)に準じる」の提出をしない場合、又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断しその後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わないものとする。

（取引証拠金の額等に係る措置）

第31条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容につ

いて社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第32条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については統括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査する。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、監査本部員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(受託業務における違反行為の懲戒)

第33条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
  - (2) その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止
  - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
  - (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第34条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第35条 当社の広告規則に基づき、業務本部本部長を広告管理責任者と定め、社内審査を行うものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第36条 勧誘方針を策定し、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること、その他の勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めることとする。

2 前項の勧誘方針を本店、支店その他の営業所等において開示するほか、当社のホームページに掲載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第37条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第38条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

## 受託業務管理規則〔電子取引用〕

(目的)

第1条 この規定は、商品先物取引の電子取引に係る受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行いもって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(電子取引の受託体制)

第2条 当社は、本社にオンライントレード部を設置し、電子取引に係る受託業務をオンライントレード部にて行う。

2 電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。

(サービスの内容及び開示)

第3条 当社が、電子取引における受託業務として顧客に提供するサービスの内容を以下の項目とする。

- (1) 注文の発注及び内容の照会
- (2) 預り証拠金額等の口座内容の照会
- (3) 売買を支援するツール及び情報（相場状況に関するものを含む）
- (4) 取引に関する報告書及び通知書

2 口座開設申込者（以下、「申込者」という）は、前項に定める項目について、口座開設申込（以下、「申込」という）の事前に、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

(取引に係る制限及び開示)

第4条 申込者は申込の事前取引に係る制限として、以下の項目について、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

- (1) 受託契約準則において制約されている事項（証拠金不足等による強制手仕舞等の措置）
- (2) 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
- (3) 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約
- (4) ロスカット制度を利用する委託者においては別途、ロスカット制度利用特約に基づく制約
- (5) 当社が自主的に設けた制約

(内部管理体制)

第5条 当社は、適法かつ適正な電子取引に係る受託業務を遂行するため、監査本部を配置し、監査本部長を総括管理責任者とし統括管理責任者を置く。また、必要に応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができるものとする。

(内部管理担当部署の職務)

第6条 内部管理担当者の職務を次のとおり定める。

- (1) 総括管理責任者の職務
  - ① 商品取引所法および同法に基づく「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」、「受託業務管理規則（電子取引用）」を適正に運用する。
  - ② 「原則として不相当と認められる委託者」の受託の例外要件に係る可否を決裁する。
  - ③ 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を審査する。
- (2) 総括副管理責任者の職務
  - ① 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
  - ② 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。
  - ③ 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。
- (3) 統括管理責任者の職務
  - ① 日常の適合性の審査と決済に係る業務
  - ② 管轄する監査本部員の職務の遂行状況及びオンライントレード部の受託業務を監督する。
  - ③ 苦情、紛議が発生した際のオンライントレード部への調査
- (4) 監査本部員の職務
  - ① 日常の適合性の審査に係る業務
  - ② オンライントレード部の受託業務を監督する。
  - ③ 委託者の取引状況についての監視

(業務本部業務部業務課の職務)

第6条の2 業務本部業務部業務課の職務を次のとおり定める。

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

(受託契約締結前の書面の交付)

第7条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、受託契約を締結する前に事前交付書面「商品先物取引委託のガイド」、受託契約準則、電子取引に関する規定、ホームトレード「浪漫飛行」利用要綱、取引証拠金一覧及び手数料一覧、重要事項説明書を電磁的方法により交付する。

- 2 前項における電磁的方法による書面の交付についての同意は、事前に電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 3 前項における承諾が得られない場合は、第1項に記載される書面について郵送により交付するものとする。

(事前交付書面の説明・理解の確認)

第8条 当社は、事前交付書面の交付・説明を電磁的に行えるものとし、理解の確認は下記の項目についての設問に対して申込者より電磁的に回答を求めることで行う。

- (1) 商品先物取引は、利益や元本の保証がなく、預託した証拠金以上の損失が発生することがあること
- (2) 追証拠金の仕組みや計算方法について
- (3) 証拠金不足が発生した場合、翌営業日正午までに入金または決済による対処が無い場合は、当社が委託者の建玉を任意に処分すること
- (4) 値幅制限、建玉制限によって注文が成立しない場合があること
- (5) 決済により発生した益金については、所得税が課せられ、毎年確定申告が必要であること

2 申込者に対して郵送により事前交付書面が交付された場合には、オンライントレード部員は内容の説明を電話にて行い、監査本部員は当該申込者に対して電話によりその理解度を確認しなければならない。

(申込者の属性情報等の把握)

第9条 当社が、電子取引を希望している申込者から申告を受けるべき属性情報は以下のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) 職業、勤務先、所属部署及び役職
- (6) 収入
- (7) 資産の状況
- (8) 投資可能資金額
- (9) 商品先物取引その他の投資経験の有無等
- (10) 受託契約を締結する目的

2 前項の他、申込者に最適なサービスを実施するために下記の事項について申告を受けるものとする。

- (1) メールアドレス
- (2) 銀行口座

3 属性情報の再調査については、オンライントレード部が6ヵ月ごとに電磁的方法にて顧客より回答を求め、監査本部において顧客の取引が適合性の原則に照らして不適当となっていないことなどを点検しなければならない。

(適合性の審査)

第10条 統括管理責任者は、取引委託の申し込みが行われた委託者において、「口座開設情報」、「顧客カード」等を精査し、当該申込者が次の要件を満たす場合に受託を許可す

るものとする。

- (1) 当該申込者が第 11 条に定める「常に不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該申込者が第 12 条に定める「原則として不相当と認められる委託者」に該当していないこと

(常に不相当と認められる委託者)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするために借り入れをする者
- (5) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う者
- (6) 元本が欠損する、又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

(原則として不相当と認められる委託者)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するものは「原則として不相当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 年金・恩給により主として生計を維持する者  
※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半数を占める場合をいう。

- (2) 定職を有しない者
- (3) 70 歳以上の者
- (4) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。

国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。

民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる委託者」の受託の例外要件)

第 13 条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する申込者が商品先物取引の口座開設を希望する場合、当該申込者が次の各号の全ての要件を満たせば、当該申込者からの受託を認めることがある。

- (1) 当該申込者が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
  - (2) 当該申込者が、商品先物取引の仕組や危険性、適合性の原則について理解し、自己責任並びに自己資金の範囲内において取引をする旨を記載した申出書を差し入れること。
- 2 本条の審査は、監査本部統括管理責任者が申込者の属性、申告内容を審査し、監査本部総括管理責任者が決裁する。
  - 3 既に取引中の委託者が、第12条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

（投資可能資金額）

第14条 投資可能資金額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金として差し入れ可能な資金額のことをいい、申込時において当該顧客より申告を受けるものとする。

（投資可能資金額を超える取引の受託の禁止）

第15条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引の受託を行わない。

（投資可能資金額を超える取引の受託の禁止の例外）

第16条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 委託者が次の事項を理解している旨申出書により申告すること。
  - ① 投資可能資金額の変更は委託者の発意によるべきものであること。
  - ② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

（商品先物取引未経験者の保護措置）

第17条 取引開始の日から3ヶ月を経過しない委託者については、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」にて定められた「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」について注意喚起を行うことにより未経験者の保護の実現を図るものとする。

（「顧客カード」の活用と保存）

第18条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則ったサービスを提供するための重要書類であり、受託の審査、受託後の委託者の管理等において適切に活用されるものとする。

2 オンライントレード部員、監査本部員は、適宜、顧客の属性、各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新または関係書類を添付し厳重に保管しなければならない。

3 「顧客カード」はその要件を満たすものであれば電磁的に記録、更新、保管される媒体をもってこれに代替できるものとする。

4 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

（本人確認）

第19条 当社は、取引の委託を希望する顧客について、本人確認事務を行う。尚、法人の場合は以下に定める書類の提出を求めるとともに、取引を執行する者の本人確認も行う。

① 当該法人の登記簿の謄本若しくは抄本ないし履歴事項全部証明書（目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る）

② 定款（目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る）

2 前項の本人確認事務の他、委託者の状況により必要であれば追加的措置を行う。

（不正資金の流入防止）

第20条 当社は、不正資金の流入防止を図るため監査本部とオンライントレード部は連携し、次に掲げる措置を行うものとする。

（1）第12条第1項（4）に定める公金取扱者等が商品先物取引へ私的に参入する場合については、第13条第1項の申出書を必ず徴収する。

（2）委託者の実入金額が3000万円を超えた場合は、監査本部にて、当該資金の性質、保有資産の状況等について、電磁的方法、電話、訪問または郵送等により、当該委託者から資産の状況を示す証書等「第13条第1項（1）に準じる」の提出を求め、当該委託者の資金について調査を行うものとする。また、3000万円に満たない場合においても監査本部またはオンライントレード部にて、電磁的方法、電話、訪問または残高照合通知書徴収等により、当該委託者の資金について確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。

（3）不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その記録を作成し、これを取引終了から3年間保存する。

（4）不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、その後の新たな証拠金の預託（入金）及び新たな建玉の受注は行わないものとし、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請し処分後は速やかに清算するものとする。なお、調査において当該委託者が、資産の状況を示す証書等「第13条第1項（1）に準じる」の提出をしない場合、又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断しその

後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わないものとする。

(ID・パスワード)

第21条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、所定の方法によりパスワードの申告を受けIDを発行し当該顧客に付与することによって受託可能とするものとする。

2 ID・パスワードの管理についてはオンライントレード部部長が管理責任者となる。

3 IDの発行は、顧客が電子取引の取引希望を申し込み、当社の審査において受託可能と判断され、取引証拠金入金がなされた委託者のみに限定する。

4 ID・パスワードについてはオンライントレード部において厳重に管理し、委託者本人以外の第三者に漏洩してはならない。

5 委託者より、ID・パスワードについて問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われないうり通知してはならない。

6 委託者が、パスワードの変更希望する場合は、当社の電子取引のホームページに当該委託者のID・パスワードによるログイン後の所定の画面にて受け付けるものとする。

(セキュリティ)

第22条 当社は、電子取引を行う委託者のプライバシーの保護、アクセスキー(ID・パスワード等)の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置については、定期的に見直しその必要性に応じ刷新するものとする。

(システム障害時の対応責任者)

第23条 電子取引に係るシステム障害等の対応についてはオンライントレード部を対応責任部署とし、当該部長を対応責任者とする。

(システム障害時の委託者等への通知)

第24条 システム障害等が発生した場合は、速やかに以下の内容をホームページに表示して委託者へ通知する。

(1) 発生の日時

(2) 障害の状況

(3) 委託者からの問い合わせ受付窓口

2 システム障害が復旧した場合は、前項に規定するものと同様の方法で通知するものとする。

3 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を日本商品先物取引協会に報告するものとする。

(システム障害時の代替受注)

第25条 システムの障害個所が部分的なものに限られ社内端末にて発注が可能な場合は委託者からの注文を電話にて代替受注する。

(受け渡し決済の可否)

第26条 当社は、電子取引において受託した注文について、受け渡しによる決済は受け付けない。

2 前項の規定については、委託者の取引開始に先立って通知するものとする。

(記録の保存)

第27条 当社は、取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する。

(広告)

第28条 電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や不正競争防止法（平成5年法律第47号）等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する。

2 当社は、業務本部本部長を広告に係る広告管理責任者とし、その実施に先立って社内審査を行う。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
65	4	35	34

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,028	267	2,938

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 17件	—	—	7件	5件	—	5件
前年度から継続している案件の件数 42件	8件	2件	13件	14件	—	5件
合計 59件	8件	2件	20件	19件	—	10件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 1件	—	1件	—	—
前年度から継続している案件の件数 0件	—	—	—	—
合計 1件	—	1件	—	—

(注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	—	—
前年度から継続している案件の件数 2件	2件 ※(2件)	—
合計 2件	2件	—

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

※ なお、( )内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	1件	1件	—	—
前年度から継続している案件の件数 0件	—	—	—	—
合計 2件	1件	1件	—	—

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,693,579	流動負債	1,895,072
現金及び預金	508,302	未払金	285,765
委託者未収金	17,303	未払法人税等	8,066
関係会社株式	67,785	未払費用	11,150
前払費用	13,730	預り金	2,425
保管有価証券	77,749	預り証拠金	1,430,880
差入保証金	1,305,220	訴訟等損失引当金	156,783
委託者先物取引差金	91,247		
預託金	26,250	固定負債	73,361
未収入金	65,823	長期未払金	17,263
未収消費税等	91,534	預り保証金	650
関係会社短期貸付金	1,200,000	繰延税金負債	10,799
未収還付法人税等	223,386	リース資産減損勘定	44,648
その他流動資産	7,022		
貸倒引当金	△ 1,776	特別法上の準備金	163,014
		商品取引責任準備金	163,014
固定資産	2,726,802		
有形固定資産	130,828	負債合計	2,131,449
建物	73,659	純資産の部	
構築物	168	株主資本	4,392,684
器具及び備品	0	資本金	450,000
土地	57,000	資本剰余金	765,909
		資本準備金	765,909
無形固定資産	48,830	利益剰余金	3,176,775
電話加入権	1,075	利益準備金	297,637
ソフトウェア	39,504	その他の利益剰余金	2,879,137
その他繰延資産	8,250	繰越利益剰余金	2,879,137
投資その他の資産	2,547,144	評価・換算差額等	△ 103,751
投資有価証券	517,344	その他有価証券評価差額金	△ 103,751
関係会社株式	850,531		
関係会社出資金	476,722		
長期差入保証金	285,229		
長期貸付金	101,644		
長期仮払金	329,130		
長期委託者未収金	94,751		
長期未収金	82,986		
その他の投資	5,200		
貸倒引当金	△ 196,395		
資産合計	6,420,382	純資産合計	4,288,932
		負債・純資産合計	6,420,382

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取手数料	185,174	
売買取損益	11,995	
その他営業収益	4,802	201,973
営業費用		
販売費及び一般管理費	887,623	887,623
営業損失		685,650
営業外収益		
受取利息	30,521	
受取配当金	958,125	
その他営業外収益	41,304	1,029,950
営業外費用		
支払利息	1,063	
その他営業外費用	43,478	44,541
経常利益		299,758
特別利益		
貸倒引当金戻入益	10,674	
商品取引責任準備金戻入	28,000	
ゴルフ会員権売却益	600	
役員退職引当金戻入益	5,261	
取引所脱退益	72,214	
その他特別利益	1,537	118,288
特別損失		
本社移転費用	22,918	
退職者割増額	15,437	
取引所脱退損失	20,700	
過年度事業税	1,990	
その他の特別損失	23,198	84,245
税引前当期純利益		333,800
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純利益		331,510

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							株 資 合 計	主 本 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成21年3月31日残高	450,000	765,909	765,909	297,637	11,000,000	△6,452,070	4,845,567	6,061,476	
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	
別途積立金の取崩(注)	-	-	-	-	△11,000,000	11,000,000	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△2,000,302	△2,000,302	△2,000,302	
当期純損失	-	-	-	-	-	331,510	331,510	331,510	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△11,000,000	9,331,207	△1,668,792	△1,668,792	
平成22年3月31日残高	450,000	765,909	765,909	297,637	-	2,879,137	3,176,775	4,392,684	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	△105,024	△105,024	5,956,451
事業年度中の変動額	-	-	-
別途積立金の取崩(注)	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△2,000,302
当期純損失	-	-	331,510
自己株式の処分	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	105,024	105,024	105,024
事業年度中の変動額合計	105,024	105,024	△1,563,767
平成22年3月31日残高	-	-	4,392,684

#### ④ 個別注記表

(継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況)

当社は、旧経営陣の責任とすべき行政処分を2期連続受けたことなどにより、前事業年度まで4期連続で経常損失を計上しておりましたが、当期においては経常利益を計上することが出来ました。しかしながら、前事業年度において顧客トラブルを払拭する営業形態及び内部管理体制の強化のため営業店舗を閉鎖し、ホームトレード取引及びコールセンター取引を中心とした取引体系に移行しましたが、営業収益の減少となり営業損失を計上する結果となりました。

今後は、国内のみならず海外へも取引先を展開し、新たなビジネスモデルを構築し、平成22年3月期事業計画を策定いたしました。今後は、収益改善を着実に進め、安定的に利益を計上できる企業体質への転換に努めてまいります。

しかし、事業計画が未達成となるおそれがあるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、平成22年3月末の純資産が4,288,932千円と十分にありますので、財政面での懸念はありません。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
保管有価証券	商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。
利付国債証券	額面金額の80%
社債（上場銘柄）	額面金額の80%
株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- |                        |
|------------------------|
| 定率法                    |
| ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 |

(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～45年
器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 訴訟等損失引当金……………商品先物取引事故に備えるため、過去の実績率をもとに算出した当事業年度における損失見込額から商品取引責任準備金の当事業年度末残高を控除した額を計上しております。

4. 商品取引責任準備金……………商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

### 5. 営業収益の計上基準

#### (1) 受取手数料

商品先物取引……………委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

#### (2) 売買損益

商品先物取引損益……………反対売買又は受渡しにより取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。

### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

投資有価証券	101,840 千円
保管有価証券	77,749 千円
計	179,589 千円

(2) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 8,208 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 75,000 千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 105,102 千円

3. 親会社株式

流動資産 (関係会社株式) 67,785 千円

4. 当社は、平成 19 年 3 月 25 日に臨時株主総会を開催し、同総会において当社を完全子会社とし、澤田ホールディングス株式会社 (旧社名 エイチ・エス証券株式会社) を完全親会社とする株式交換契約の承認決議を行いました。決議に反対した株主 9 名より 276,195 株の株式買取請求を受け、現在、株主 7 名 265,661 株について当社との間で買取価格の合意が取れておりません。

なお、買取請求に基づき取得した株式は、当社株式 1 株につき 0.75 株の割合で親会社株式が割当てられ、株式交換の公表前 5 営業日における平均株価 (1 株当り 870.8 円) で親会社株式及び未払金を 180,382 千円計上し、親会社株式についてはその他有価証券として期末日の時価をもって貸借対照表価額に計上しており、当該買取価格の決定により生ずる負担額については、計算書類上、計上しておりません。

5. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、96,527 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは、94,751 千円であります。

6. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と期末日の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(損益計算書に関する注記)

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	185,149 千円
商品ファンド	9 千円
証券仲介	15 千円

計	185,174 千円
2. 売買損益の内訳	
商品先物決済損益	15,897 千円
商品先物評価損益	△ 3,754 千円
その他の決済損益	△ 147 千円
計	11,995 千円
3. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	15 千円
営業費用	14,980 千円
営業取引以外の取引による取引高	23,623 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,421,674 株	-	-	2,421,674 株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動資産)

貸倒引当金	717 千円
訴訟等損失引当金	63,340 千円
繰延税金資産(流動資産) 小計	64,058 千円
評価性引当額	-64,058 千円

繰延税金資産(流動資産) 合計 - 千円

繰延税金資産(固定資産)

貸倒引当金	79,343 千円
商品取引責任準備金	65,857 千円
長期未払金	6,974 千円
投資損失引当金	181,800 千円
投資有価証券評価損	4,035 千円
減損損失	83,511 千円

関係会社株式評価損		502,484	千円
その他有価証券評価差額金		41,915	千円
繰越欠損金		2,896,181	千円
その他		3,030	千円
繰延税金資産(固定資産)	小計	3,865,135	千円
評価性引当額		-3,865,135	千円
繰延税金資産(固定資産)	合計	-	千円
繰延税金資産合計		-	千円
繰延税金負債(固定負債)			
その他有価証券評価差額金		10,799	千円
繰延税金負債(固定負債)	合計	10,799	千円
繰延税金負債その他純額		10,799	千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用している資産として、事務機器、電算機器等があります。

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、電算機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産(器具及び備品)	50,948 千円	46,342 千円	4,606 千円
無形固定資産(ソフトウェア)	106,676 千円	67,650 千円	39,025 千円
合計	157,624 千円	113,992 千円	43,631 千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	23,023 千円
1年超	21,625 千円
合計	44,648 千円
リース資産減損勘定の残高	44,648 千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	40,892 千円
リース資産減損勘定の取崩額	40,139 千円
減価償却費相当額	39,547 千円
支払利息相当額	1,006 千円

#### 4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期へ配分方法については、利息法によっております。

#### (退職給付に関する注記)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度を設けております。

当社の加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準（企業会計審議会：平成10年6月16日）注解12（複数事業主制度の企業年金について）により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当社は、平成19年4月30日をもって適格退職年金制度を廃止し、平成19年5月1日より退職金前払制度に移行しております。

##### 2. 制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

年金資産の額	49,392	百万円
年金財政計算上の給付債務の額	62,295	百万円
差引額	△ 12,902	百万円

##### 3. 制度全体に占める当事業所の給与総額割合

平成22年3月分	0.89%
----------	-------

#### (関連当事者との取引に関する注記)

##### 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	澤田 ホールディングス(株)	被所有 直接 100.00	持株会社	資金の貸付	1,200,000	関係会社	1,200,000
				利息の受取	23,325	短期貸付	
				経営指導料支払	14,880	金	

(注)1. 取引金額及び期末残高には消費税等は、含まれておりません。

##### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び貸付金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	オリエント証券㈱	所有 直接 100.00	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 証券仲介手数料	— 15	関係会社 貸付金	—

(注)1. 取引金額及び期末残高には消費税等は、含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び貸付金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また、当該貸付金の他に一時的な運転資金の不足に備えて別途5億円の融資枠の設定があります。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,771円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 136円89銭   |

⑤ 監査に関する事項  
なし。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	5,396.54
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	989.32
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	953.10
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	66.80
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	84.45
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	47.88
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	194.90

⑤ 受託業務管理規則

**受 託 業 務 管 理 規 則**

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

（目 的）

第 1 条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

（管理担当班の組織）

第 2 条 当社は適法かつ適正な受託業務を遂行するため、管理担当班として監査本部を設置する。  
また、支店・営業店等設置した場合は当該箇所にも管理担当班を配置する。

2. 管理担当班の最高責任者は監査本部長が就任するものとし、会社の定款、法令その他会社が定める諸規則に拘束される他は独立して職務を執行する。
3. 監査本部に必要な応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができる。

（総括管理責任者）

第 2 条の 2 監査本部長は、受託業務の管理担当最高責任者として総括管理責任者となる。

また、監査本部に副本部長を置くときは、この者を総括副管理責任者とすることができる。

① 総括管理責任者の職務

- 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。
- 受託業務の遂行の状況について取締役会・経営会議等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。
- 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。
- 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。
- 商品先物取引の経験の有無についての判定を行う。

② 総括副管理責任者の職務

- 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
- 総括管理責任者が不在のとき、総括管理責任者の職務を代行する。
- 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(統括管理責任者)

第2条の3 監査本部に統括管理責任者を配置する。また、支店・営業店等設置した場合は当該箇所にも統括管理責任者を配置する。

① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 受託業務の遂行状況の点検
- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査
- 現金の受渡しを行う必要性等についての審査

(監査本部の職務)

第2条の4

監査本部の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- お客様相談室を設置し、顧客の問い合わせ等に適宜対応する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相当と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認を行う。
- 「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書、「口座設定申込書」等の契約書類の点検及び委託者へのヒアリングを実施し、受託の適否を行う。
- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施し、意見を添えて総括管理責任者へ上申する。
- 前項の審査の際、審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認する。
  - ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
  - ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

(業務本部業務部業務課の職務)

第2条の5

業務本部業務部業務課の職務

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

(管理担当班の独立性)

第3条 監査本部は営業部門の指揮命令系統に属さない。

2. 監査本部の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

(迷惑勧誘の禁止)

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方では委託の勧誘をしてはならない。

2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。

① 迷惑な時間帯(午後9時から午前8時を目安とする)に電話または訪問により勧誘すること。

② 顧客の意思に反して長時間にわたり勧誘すること。

③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。

④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。

3. 営業部、監査本部の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

(商品先物取引の勧誘である旨の告知)

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げること無しに商品先物取引の勧誘を行ってはならない。

2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。

3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認)

第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うことができる。

2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(再勧誘の禁止)

第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘してはならない。

2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電

話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、監査本部へ報告しなければならない。

3. 監査本部において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システム及び勧誘拒否者一覧へ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

(事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

(「確認シート」による確認)

第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付後、次の事項について「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。

- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
  - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。
  - ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実にいき、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
  - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引—委託のガイド—」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後、本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
  3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは監査本部へ提出しなければならない。

(法定の説明事項の説明義務)

第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。

2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。

- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(大きな利益または損失)が生じるハイリスク・ハイリターンの

取引であること。

- ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
  - ③ その他「商品先物取引—委託のガイド—」に記載されている主務省令で定める事項。
  - ④ 当社（商品取引員）は、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。
  - ⑤ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
  - ⑥ 第25条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要。
  - ⑦ 委託者が注文を出す際に指示しなければならない事項の説明。
  - ⑧ 商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金についての発生する仕組みについての説明。
  - ⑨ 追証などを預託しない場合の建玉の処分方法について。
  - ⑩ 預かり証拠金余剰額の返還方法と時期について。
  - ⑪ 通常の受託における委託手数料の徴収の時期と額の説明。
  - ⑫ 通常の受託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明。
  - ⑬ 商品取引員の禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨の説明。
  - ⑭ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
  - ⑮ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
  - ⑯ 約諾書の性格（危険性の了知と取引の自己責任）について。
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
  3. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書①」に関する理解確認書（正・副本）の所定の箇所に署名押印を求めるとし、次に第1項③号以下の説明及び第12条の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（正・副本）所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。

2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠

金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。

3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。

- ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
- ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が不十分であると認められる場合には受託できないこと

(「口座設定申込書」の徴求)

第13条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。

2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。

- (1) 第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
- (2) 第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
- (3) 第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第3項の受領をしていること。
- (4) 第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い第11条第3項の受領をしていること。

3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

(委託者の属性の調査)

第14条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」において顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏名
- ② 性別、住所
- ③ 生年月日
- ④ 職業、勤務先、所属部署及び役職
- ⑤ 収入
- ⑥ 資産の状況
- ⑦ 投資可能資金額
- ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
- ⑨ 受託契約を締結する目的

2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、取引開始後についても属性情報の的確な把握に努め判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。

3. 第1項に掲げる事項の内、「④職業、勤務先、所属部署及び役職」、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については、監査本部にて最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原

則に照らして不適当となっていないことなどを点検しなければならない。又、営業部門にて把握している顧客の情報は、すべて監査本部に報告するなどしてその属性調査に協力しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

第15条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書①」に関する理解確認書、「重要事項の説明書②」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」に関する理解確認書（以下『「口座設定申込書」等』という）とともに監査本部へ提出しなければならない。

2. 監査本部員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはならない。
4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をした監査本部員が顧客の理解が不十分であると認めた項目については、当該監査本部員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該勧誘者は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査②)

第16条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。

- (1) 当該顧客が第19条に定める「常に不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該顧客が第20条に定める「原則として不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (3) 当該顧客が第25条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申告しているときは、第26条に定める判定を完了していること
- (4) 当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

第17条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不適当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。

2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不適当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または監査本部員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。

- ② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第21条に定める手続きにより総括管理責任者が決裁する。
3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べる場合については第26条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、営業部に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書(第21条第1項に準じる)の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を決裁する。

(「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期)

第18条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

(常に不適当と認められる勧誘及び受託)

第19条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者(以下、「年金等生活者」という)

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。

- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (4) 長期療養者及びこれに準ずる者
  - (5) 破産者で復権を得ない者
  - (6) 商品先物取引をするための借入れをする者
  - (7) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨監査本部へ通知しなければならない。この場合、監査本部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

(原則として不適当と認められる勧誘及び受託)

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 一定以上の収入を有しない者(一定以上の収入は年収500万円以上)
- (3) 社会経験の乏しい30歳未満の若年者
- (4) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。  
国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者  
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
  - (2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること
    - ① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
    - ② 顧客が、「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。
2. 前条第1項(1)号に該当する者及び前条第1項(2)号に該当する顧客のうち職を有していない者(無職等)については、前項に定める例外要件を全て満たし、かつ、当該顧客が直近の3年以内に延べ90日以上取引経験があり、第26条第1項に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、当該顧客の取引量は第25条に定める未経験者の保護措置期間中であっては、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。また、当該顧客が前条第1項(1)号に該当する場合であっては、当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。
3. 70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。
4. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

5. 既に取引中の委託者が、第20条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第22条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第23条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
  - (2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。
    - ① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。
    - ② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。
2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(電子取引委託者の受託)

第24条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。電子取引の受託については、別途、受託業務管理規則(電子取引用)にて定める。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第25条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない場合、この委託者を「商品先物取引の未経験者(以下「未経験者」という)」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

- (1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。
- (2) 未経験者が保護措置期間内に取引するのにふさわしい取引の量の上限(以下「取引できる一定量」という)は、投資可能資金額の1/3(1万円未満を切り捨て)とする。
- (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。

2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

(商品先物取引の未経験者の判定の審査)

第26条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類(「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等)の提出を求めるものとする。

2. 総括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者または監査本部員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

(商品先物取引未経験者の保護措置の例外)

第27条 第25条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量をその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることを認めることがある。

- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
  - (2) 当該未経験者が、監査本部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。
  - (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること
    - ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。
    - ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容
    - ③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。
2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第28条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第29条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、監査本部及び業務部業務課の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第30条 当社は、不正資金の流入防止を図るため監査本部と営業部門は連携し次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 第20条第1項(3)に定める公金取扱者等が、商品先物取引へ私的に参入する場合については、第21条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者の実入金額が3000万円を超えた場合は、監査本部にて、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問や郵送等により、当該委託者から資産の状況を示す証書等「第21条第1項(1)に準じる」の提出を求め、当該委託者の資金について調査を行うものとする。また、3000万円に満たない場合においても監査本部または営業部門にて、電話、訪問または残高照合通知書徴収等により、当該委託者の資金について確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その記録を作成し、これを取引終了から3年間保存する。
- (4) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、その後の新たな証拠金の預託(入金)及び新たな建玉の受注は行わないものとし、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請し処分後は速やかに清算するものとする。なお、調査において当該委託者が、資産の状況を示す証書等「第21条第1項(1)に準じる」の提出をしない場合、又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断しその後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わないものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第31条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第32条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については統括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査する。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、監査本部員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(受託業務における違反行為の懲戒)

第33条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
  - (2) その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止
  - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
  - (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第34条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第35条 当社の広告規則に基づき、業務本部本部長を広告管理責任者と定め、社内審査を行うものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第36条 勧誘方針を策定し、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること、その他の勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めることとする。

2. 前項の勧誘方針を本店、支店その他の営業所等において開示するほか、当社のホームページに掲載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第37条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第38条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

受託業務管理規則新旧対照表（平成 22 年 5 月 18 日変更）

新	旧
(現行どおり)	(省 略)
<p>(常に不適當と認められる勧誘及び受託)</p> <p>第 19 条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不適當と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。</p> <p>(1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者</p> <p>(2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）</p> <p>※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。</p> <p>(3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(4) 長期療養者及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(6) 商品先物取引をするための借り入れをする者</p> <p>(7) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者</p>	<p>(常に不適當と認められる勧誘及び受託)</p> <p>第 19 条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不適當と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。</p> <p>(1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者</p> <p>(2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）</p> <p>※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。</p> <p>(3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(4) 長期療養者及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(6) <u>所得を有しない者（無職等）（削除）</u></p> <p>(7) <u>20 歳代の会社員で役職を有しない者（削除）</u></p> <p>(8) 商品先物取引をするための借り入れをする者</p> <p>(9) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者</p>
<p>(原則として不適當と認められる勧誘及び受託)</p> <p>第 20 条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不適當と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。</p> <p>(1) 70 歳以上の者</p> <p>(2) <u>一定以上の収入を有しない者（一定以上の収入は年収 500 万円以上）</u></p> <p>(3) <u>社会経験の乏しい 30 歳未満の若年者（削除）</u></p> <p>(4) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証</p>	<p>(原則として不適當と認められる勧誘及び受託)</p> <p>第 20 条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不適當と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。</p> <p>(1) 70 歳以上の者</p> <p>(2) <u>年収 500 万円未満の者</u></p> <p>(3) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。</p>

券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。

国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者  
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること

- ①顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
- ②顧客が、「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 前条第1項(1)号に該当する者及び前条第1項(2)号に該当する顧客のうち職を有していない者(無職等)については、前項に定める例外要件を全て満たし、かつ、当該顧客が直近の3年以内に延べ90日以上取引経験があり、第26条第1項に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、当該顧客の取引量は第25条に定める未経験者の保護措置期間中であっては、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。また、当該顧客が前条第1項(1)

国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者  
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること

- ①顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
- ②顧客が、「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、前項に定める例外要件を全て満たし、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験がある者は、第26条に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、第25条に定める未経験者の保護措置期間である取引開始日から3ヶ月間は、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。また、

<p><u>号に該当する場合にあつては、当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。</u></p> <p>3. <u>70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p>	<p><u>70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。</u></p> <p>(省 略)</p>
--	---

追加開示情報（平成 22 年 6 月 28 日変更）

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有株式数
代表取締役 社 長	定村雅文 昭和 26 年 6 月 3 日	0
取締役 業務本部長	藤野清孝 昭和 29 年 4 月 20 日	0
取締役 営業本部長	小野政博 昭和 36 年 10 月 12 日	0
取締役	岡崎仁 昭和 19 年 8 月 4 日	0
監査役 (非常勤)	津島晴氣 昭和 20 年 4 月 23 日	0

- (注) 1. 監査役津島晴氣氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。
2. 取締役今井仁氏は、平成 22 年 4 月 22 日をもって岡崎仁氏に改姓いたしました。
3. 取締役小野政博氏は、平成 22 年 6 月 28 日をもって就任いたしました。